

恩賜
社会福祉法人財団神奈川県同胞援護会

第四次一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間

2. 内 容

○目標1. 子育てに関する諸制度及び次世代育成に取り組む本会の姿勢を、管理職をはじめとする全職員に対し、定期的・継続的に周知する。

〔取り組み〕

- ・平成27年 4月～ 会議等において法人及び各事業所が子育て支援に積極的に取り組んでいることを職員に対し伝える。
- ・平成27年 4月～ 子育て支援に関するパンフレット等を作成する。併せて子育て支援をイメージできるロゴマークのデザインを職員から募集する。

○目標2. 子の看護休暇の対象となる子の年齢を小学校3年生の年度末まで引き上げる
ことについて検討する。

〔取り組み〕

- ・平成27年 4月～ 法人改革委員会の取り組みと合わせて育児・介護休業等規程の改正に対する検討を開始する。

○目標3. 育児短時間勤務の対象となる子の年齢を小学校就学時まで引き上げる
ことについて検討する。

＊短時間勤務の適用範囲拡大に伴う変則勤務（早番・遅番）の偏りに対し、負担の代償としての手当創設も検討する。

〔取り組み〕

- ・平成27年 4月～ 育児・介護休業等規程の改正に対する検討を開始する。
- ・平成28年 1月～ 法人改革委員会の取り組みと合わせて給与規程の改正に対する検討を開始する。

○目標 4. 短時間正規雇用職員や地域限定正規雇用職員など多様な雇用形態の導入を検討する。

〔取り組み〕

- ・平成 27 年 4 月～ 法人改革委員会の取り組みと合わせて、雇用のあり方・働き方を検討する。
- ・平成 28 年 4 月～ 必要な規程等の整備を検討する。
- ・平成 29 年 4 月～ 組織の見直しと合わせて雇用のあり方・働き方を見直す。

○目標 5. 事業所内保育所・法人内託児施設の設置のほか、外部の保育所・託児施設の活用について検討する。

〔取り組み〕

- ・平成 27 年 4 月～ 保育所・託児施設に必要な用地・設備の検討を開始する。また、外部事業所との契約における課題等についても検討を開始する。
- ・平成 29 年 4 月～ 事業所内保育所（託児施設）の開設準備に着手する。

○目標 6. 妊娠・出産等に伴い退職した職員を対象とした再任用制度を整備する。

〔取り組み〕

- ・平成 27 年 4 月～ 退職職員との関係を維持する措置を講じる（各施設）。
- ・平成 27 年 4 月～ 再任用職員の待遇に関する検討を開始する。
- ・平成 28 年 4 月～ 任意登録によるリスト（職種別・雇用形態別）を作成する。

以上